資料2

今後の運用について

改正ガイドライン施行（令和7年10月1日～）に向けた対応

国土交通省 観光庁

新規登録申請

- **令和7年度は、例外的に約半年間で申請受付・審査・登録を実施**。（令和8年度以降は年1回のスケジュール）
- 申請受付開始までに、**新様式、観光地経営戦略策定にあたっての解説、登録制度について適切に理解していただくための情報等**を、観光庁ウェブサイトにて発信していく。

＜令和７年度　改正ガイドラインを適用した新規登録に向けたスケジュール案＞

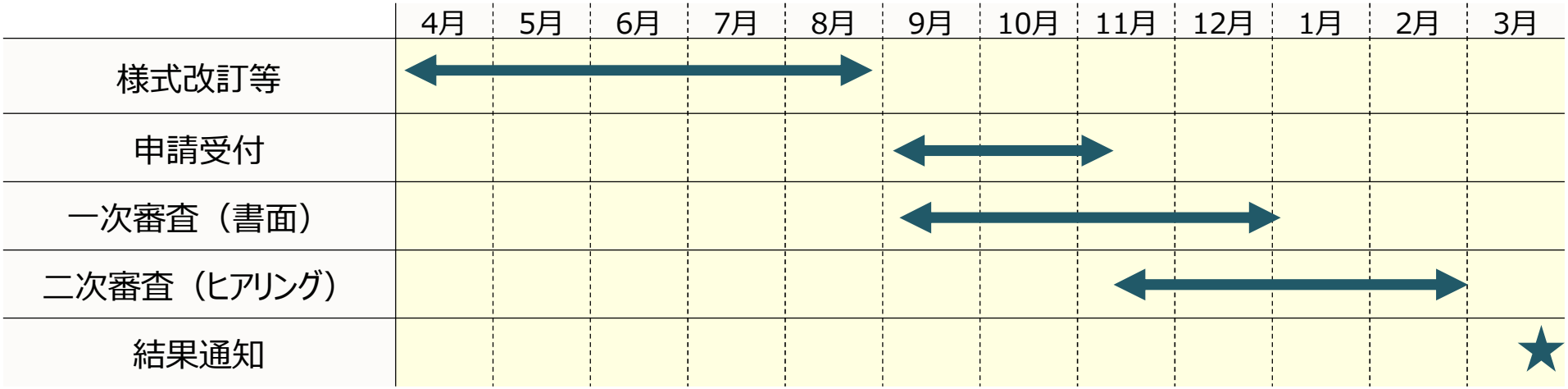

既存登録DMO

- 改正ガイドラインの適用に伴い、**観光地経営戦略や実行計画、財源計画等の策定、新KGI/KPIの設定や計測が必要であることをリマインド**。（更新登録の審査において必要となるのは、令和9年4月1日以降）
- 特に登録要件の中でも問合せの多い**新KGI・KPIの設定及び計測**については、**「手引書1.0」の実証を行い、より実用的なツールに改訂**していく。
- **改正内容の周知徹底**を図ることを目的として啓蒙活動を実施。DMOのみならず地方自治体等へも継続的に実施。

DMOの更新登録要件にかかる研修の選定について

「第６　２　更新登録要件（４）観光地域づくり法人の組織の確立　ク基礎的な研修を受講していること」
　観光地域づくり法人の経営層並びに中核人材及び実務人材による基礎的な研修受講を更新登録要件に規定し、報告することとする。なお、研修については、（略）CMO、CFO、中核人材、実務人材に当たる者は、更新登録申請までに最低３名以上の受講を必須とする。

改定ガイドラインより第６　２　更新登録要件（４）観光地域づくり法人の組織の確立

	中核・実務人材	経営者層
対象	ＣＭＯ、ＣＦＯ、事務局長、実務者　等	理事長、理事、ＣＥＯ　等
必要とされる資質や能力（例）	地域に対する誇りと愛着、コミュニケーション能力、全般的な観光動向の理解、社会的使命感、倫理観、責任感　等	
	【特に求められるもの】 DMOマネジメントやDXに必要な知識、技術、及びマネジメントを実施するためのプロジェクトマネジメントや調整等にかかる資質や能力	【特に求められるもの】 マネジメント、大局観、危機管理、人間力等、トップ層が一般的に兼ね備えるべきと言われる資質や能力
観光庁としての方針	DMOに求められる最低限の知識等習得を確認	観光の最近の情勢に加え今後の観光振興の方向性等を提供

【選定の方針と今後】
○選定要件は、６つの柱（ポストコロナ時代を支える観光人材育成に向けた産学連携協議会において検討済）を踏まえ検討中。

○選定された研修の有効期間は２年間。観光庁は定期的に公募を行うとともに、選定された研修に対しても並行して質向上を求める。

○令和９年４月から始まる更新受付に向けて研修受講が可能な期間を最大限確保するため、研修の公募を夏頃から開始し、秋頃から受講可能な形にする方針。